

「市民ボランティア情報提供システム」運用手順

【目的】

今、まちづくりの場面において、市民や事業者、行政が一緒になって考え、行動する「協働」が不可欠なものとなっています。そのため、豊川市では「とよかわボランティア・市民活動センター」を2箇所設置し、このうちプリオ4階にある「とよかわボランティア・市民活動センタープリオ」（以下「センタープリオ」という。）において、ボランティア・市民活動に関する情報の収集や提供、相談、活動場所や資機材の提供を行っています。

今後、「協働」によるまちづくりを進めるためには、市民ボランティアが持つ“経験”や“ノウハウ”、そしてまちづくりに懸ける“やる気”を活かしていく必要があります。そこで、市民ボランティアに活躍していただける様々なボランティア情報の提供をするための市民ボランティア情報提供システムを構築し、市民協働によるまちづくりの実現を図っていきます。

※市民ボランティアとは

ここでいう市民ボランティアとは、ボランティア・市民活動団体等の登録に関する規則（平成24年豊川市規則第5号）の規定に基づき、ボランティア・市民活動団体等として登録を受けた個人又は豊川市電子申請・届出システムにおいて市民ボランティア情報提供システム登録申請をした者を指します。

【運用手順】

(1) イベント等情報の提供

ボランティアの協力を必要とするイベント等の情報を、市役所担当部署又は市民活動団体等からセンタープリオへ提供し、市民ボランティアの参加要請を行います。

(2) ボランティア情報の発信

センタープリオは、提供を受けたイベント等の情報を市民ボランティアに対してメール送信するとともに、センタープリオのホームページやSNSを活用した情報発信を行います。

【その他】

個人情報管理

センタープリオは、「市民ボランティア情報提供システム」に関して知り得た個人情報について、このシステムの目的以外には使用しないこととします。